
令和 7 年度高圧ガス製造事業者保安検査説明会及びコンプライアンス研修会

令和 7 年度保安検査結果の概要等について

○令和 7 年度の保安検査 実施施設数（令和 8 年 1 月末時点）

種別	県	KHK又は 指定保安検査機関	認定保安検査 実施者	計
コンビ則	50	4	39	93
一般則	109	93		202
液石則	22	26		48
冷凍則		22		22
LP法 (充てん設備)	19	48		67
計	200	193	39	432

延べ施設数

●法令違反等

■日常点検の未実施

- ・ 半日稼働の際の運転中点検漏れ
 - ・ 交代勤務、プラント不定期運転等による点検漏れ
- ⇒ 点検表が複雑でわかりづらい
点検表確認者の確認不備

■危害予防規程の順守義務違反

- ・ 危害予防規程に記載された関連規程がない
- ⇒ 規程の形骸化

令和7年度保安検査での主な指摘事項について

凡例（以降の各マークの意味）

- ・ 法第8条第1項の技術上の基準

▲基準に不適合

▼改善することが望ましい内容

- ・ その他の主な指摘事項

基準以外の内容のうち、

▼改善することが望ましい内容

∴その他コメント

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)

■容器置場に関すること

▲基準に不適合

① 容器置場以外の場所に容器を置いている。

▶【一般則第6条第1項第42号】

② 保安検査未実施

▶【法第35条第1項】

⇒新設備導入時はよく確認を。

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)

■ガス設備（高圧ガス設備を含む）に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・運転時に常用圧力を超えていることがある。
- ・ポンプ等の予備機器（許可を受けたもの）は定期自主検査を実施し、保安検査を受けること。
- ・保温材、保冷材が破損した箇所は修復すること。
- ・貯槽、配管等の塗装剥がれを再塗装すること。
- ・貯槽、液面計のドレン弁出口は閉止プラグの設置が望ましい。

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)

■フレキシブルチューブ類に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ディスペンサーフレキホースに亀裂あり。
- フレキシブルチューブの膨らみが放置されている。
- フレキシブルチューブの交換履歴の記録がない。

⇒フレキシブルチューブ類の管理が不十分

⇒KHKSの付属書Aによる管理を徹底すること

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)

■フレキシブルチューブ類に関すること

▼改善することが望ましい内容

フレキシブルチューブ類の望ましい管理方法

- ①フレキシブルホースの外観目視検査結果(最小曲げ半径、ひずみ、芯ずれ、割れ、ブレードのほつれ)等は、1本ずつについて記録すること
 - ②フレキシブルチューブ類は、付属書Aに記載のとおり管理していても、期限を決めて取り換える前提で管理すること。(特に、可動部分や脈動部分に使用されるもの)
 - ③更新した際は更新記録を管理台帳に残すこと。
-

●保安検査での主な指摘事項

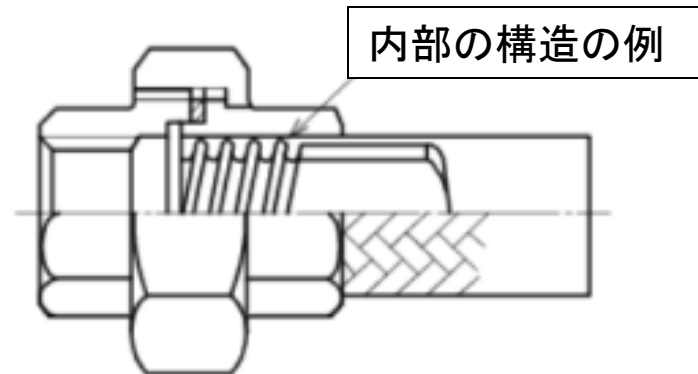
(法第8条第1項の技術上の基準等)

■フレキシブルチューブ類に関すること

LPガスのフレキホースに亀裂あり



※曲げ伸ばしする箇所(可動部)に発生しやすい



●設置場所の環境要因を考慮して、
取替の頻度を設定して下さい。

- ・頻繁な内圧変化がある箇所
- ・振動(金属疲労)がある箇所
- ・無理な曲げ角度の取り回し
- ・頻繁に可動する箇所

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)



■警戒標、設備距離等に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・タンクローリーの警戒標が太陽光で劣化し、色が不適切。(もとは蛍光黄→白に近い色に)

▶【一般則第6条第1項第1号 例示基準14-1-1.2】

高圧ガス

- ・建屋内で毒性ガスを取扱う場合は、建屋の全ての出入口に危険標識を設置することが望ましい。

▶【一般則第6条第1項第33号 例示基準25-1】

- ・可燃性ガス貯槽の「朱書き」が消えて判読できない。

▶【コンビ則第5条第1項第29号 例示基準】

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)

■設備の耐震性能及び基礎に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・基礎コンクリートに亀裂あり。健全性、確認要。
- ・CEの基礎が割れており、補修すること。
- ・貯槽の基礎の化粧モルタルが剥がれている箇所は修復すること。

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)

■保安、防災工具等に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・ガス検知警報器のバッテリー切れ。不作動。
▶【液石則第6条第1項第29号】
 - ・散水ポンプが起動しない時がある。
 - ・防消火設備は散水量を実測し、設計上の数値を満足するか確認すること。
▶【液石則第6条第1項第31号】
 - ・安全装置の点検を実施し記録すること。
-

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)

■保安、防災工具等に関すること

▼改善することが望ましい内容

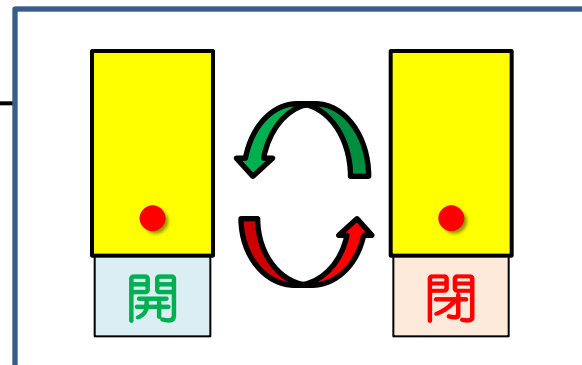
- ・ 液化ガスの防液堤の排水弁は常時閉鎖すること。
(降雨後の水抜きをした後、閉鎖忘れ)
 - ・ 漏えいしたガスが滞留しない構造(有圧換気扇)の定期自主検査を実施し、記録すること。
▶【液石則第6条第1項第9号】
 - ・ 接地抵抗測定は雨天以外に実施することが適切。
また、測定日の天候を記録すること。
▶【一般則第6条第1項第47号】
-

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1項の技術上の基準等)

■保安、防災工具等に関すること

▼改善することが望ましい内容



- ・バルブの開閉表示札が脱落している。
- ・開閉操作するバルブの札は「常開」や「常閉」を使用せず、「開閉」可変の札を使用すること。
 - ▶【一般則第6条第1項第41号】
- ・流体の流れ方向の表示が薄くなっている。
- ・流体名称の記載は、高圧ガスかどうか明確にすること。
 - ▶【一般則第6条第1項第47号】

●その他の主な指摘事項

■容器置場に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・容器置場と充填エリアは区分して明示すること。
- ・一般高圧ガス充填所におけるLGC容器の転倒防止措置を行うこと。

▶【一般則第6条第2項第8号ト、液石則第6条第2項第7号ホ、コンビ則第5条第2項第8号ト】



LGC容器の転倒防止措置の例。(伊勢ガスセンター様)

●その他の主な指摘事項

■記録類に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・ 日常点検を1日3回以上実施し、交代制勤務の場合は少なくとも各直ごとに実施すること。

▶【一般則第6条第2項第4号】

⇒ 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること

- ・ 容器授受簿には充てん圧力を記載すること。（納品伝票の「容量」では不適切）

●その他の主な指摘事項

■定期自主検査に関すること

∴その他コメント

- 気密試験の範囲をフロー図に示し保管すること。
- フロー図には常用圧力を記載すること。
- 変更工事を行った内容をフロー図に反映させること。

●その他の主な指摘事項

■日常点検に関すること

∴その他コメント

- 日常点検記録の管理値を超過する指標は、管理値自体を実態に合わせて見直すこと。
- 保安係員等は日常点検の内容に問題がないことを確認のうえ押印等行うこと。（後から見てわかるように）。
- 特定消費設備の日常点検が行われていない。
- 日常点検記録の記載忘れを防止すること。



●その他の主な指摘事項

■記録類に関すること

∴その他コメント

- 気密試験記録には、試験に用いたガス名（窒素ガス等）を記載すること。
- 月例点検の緊急遮断弁の作動確認は、作動所要時間（秒）を記録すること。
- 肉厚測定箇所について、フロー図に明記すると管理が容易になり、また肉厚測定結果はグラフ化すると経年経過が確認しやすいので検討してください。

●その他の主な指摘事項

■防災訓練に関すること

∴その他コメント

- プラントの緊急時対応訓練(手順確認)を実施すること。
- 緊急連絡網や場内配置図を最新版に更新すること。
- 漏洩訓練等は座学のみでなく、実地で行うこと。日中、夜間、発災場所等を訓練の都度、変えて工夫すること。
- 警戒宣言・南海トラフ地震臨時情報発令時の対応は従業員に周知をし、繰り返し訓練を実施すること。

●その他の主な指摘事項

■防災訓練に関すること

∴その他コメント

- 緊急措置訓練(ガス漏洩を想定)等の実施の際は、消防や県への通報を訓練内容に盛り込まれたい。
- 基本的には「模擬通報(実際に通報しない)」で良いが、あらかじめ訓練の連絡を頂ければ、県への通報訓練の応答もします。

<緊急時連絡先>

三重県防災対策部消防・保安課

059-224-2183

- 消防への通報訓練を希望する場合は、あらかじめ消防と協議してから訓練すること。

●その他の主な指摘事項

■教育に関すること

△その他コメント

- 保安教育の回数は、以下の内容を踏まえて、年間で4回以上実施することが望ましい。
- 保安教育では、事業所で取り扱う高圧ガスの物性、取扱い方法を教育すること。（CO₂、アンモニア等）
- 保安教育では、緊急時対応の手順、高圧ガス法令基準等（自社に関係するもの）を教育すること。
- 保安検査受検後に、保安検査指摘事項を従業員に共有することは、有効な保安教育となる。

●その他の主な指摘事項

■教育に関すること

∴その他コメント

- 保安教育を受けられなかった従業員へのフォローアップを行うこと。
- 高圧ガス事故の定義を確認すること。
(微量漏えい、安全弁の作動)

●その他の主な指摘事項

■リスクアセスメント、KY活動に関すること

∴その他コメント

- 教材に記載されている事例でKYトレーニングをすることも大切だが、自社の設備や作業を題材にしてトレーニングをすることが望ましい。
- ヒヤリハットは水平展開が大切。
- ヒューマンエラーによる事故が多いので、「非定常作業」のリスクアセスメントを行うことが望ましい。

ご安全に！